

西武文理大学

令和2年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

西武文理大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の教育目的は学則第 1 条において明確に定められており、学部・学科の個性・特色は「ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性」を育むという理念を盛込んだ「教育研究上の目的」「人材の養成に関する目的」に具体的に明示されている。西武文理大学中長期計画において、社会の変化に対応した教育目的の達成が企図されており、そのために西武文理大学内部質保証推進会議や西武文理大学外部有識者委員会が設置されている。「西武文理大学職員就業規則」において建学の精神の遵守が義務付けられており、使命・目的及び教育目的に対する役員、教職員の理解と支持は得られている。「建学の精神」「教育方針」「学訓」を学生に向けて積極的に伝えるなど、大学の目的を学内外へ周知することに努めている。大学の使命・目的及び教育目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に明確に反映されており、2 学部 3 学科から成る教育研究組織の構成とも整合している。

〈優れた点〉

○「建学の精神」「教育方針」「学訓」を学内の廊下・教室等をはじめ随所に掲示して、学生へ積極的に周知することにより、理解度を高めていることは高く評価できる。

「基準 2. 学生」について

各学部の教育目的及びアドミッション・ポリシーを策定・周知して、四つの形態から成る入学者選抜制度により、適切な入学者受入れ数を維持している。教員と職員が協力・連携して学修支援を実施し、SA(Student Assistant)の導入等による学修支援体制も整備されている。2 学部のいずれにおいてもキャリア教育を重視し、キャリアサポート委員会とキャリアサポートセンターが協力して、学生の組織的な支援体制を確立している。各学部の学生サービス委員会、保健センター等が学生サービス課と協働し、大学独自の奨学金制度も設けて学生生活の安定のための支援を行っている。校地・校舎等は設置基準を満たし、ICT（情報通信技術）を利用した授業支援システムの導入のほか、バリアフリーの実現や学生上限数の設定により学修環境は適切に整備・運営・管理されている。「授業評価アンケート」や「学生生活アンケート」などにより、学生の意見・要望を把握・分析して対応を行っている。

「基準 3. 教育課程」について

各学部が策定・周知したディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準・卒業認定基準を設け、GPA(Grade Point Average)制度も活用して厳正に運用している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性をもって策定・周知されたカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が体系的に編成され、シラバスの整備も適切に行われている。教養教育を適切に実施しているほか、産学連携によるPBL(Project Based Learning)型科目や産学協働企画による学修プログラム、多くの演習や実習など、多様な教授方法を工夫・開発し、効果的に実施している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価に関しては学部ごとにアセスメント指標を設定して、教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価を実施し、改善に向けて評価結果をフィードバックしている。授業評価アンケートの結果については、教員のリフレクションとともに授業改善計画書を作成し、学生へ十分な周知を行っている。

〈優れた点〉

- 教育理念にある「ホスピタリティ」教育がカリキュラム全体に反映されており、その教育に対する学生の満足度が高いことは高く評価できる。
- 体験・実習型の産学・地域連携による教育プログラムや、産学連携によるPBL型の科目、グローバル社会に向けた産学協働企画による学修プログラムなど、ホスピタリティを育むための教授方法を工夫・開発し効果的に実施していることは高く評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長は職務権限規則及び学則で明確に規定された職務権限によって、教育・研究に関する重要事項について全学教授会で審議した上で意思決定を行っており、学長室会議等による補佐体制のもとで適切なリーダーシップが確立・発揮されている。各学部の教育・研究に関しては学部教授会が審議し、事務組織との協働によって、責任と役割を明確にした教学マネジメントを機能させている。専任教員数は設置基準を上回って適切に配置され、各学部設置された専門委員会によるFD(Faculty Development)活動等を通じて教育内容・方法の工夫・開発に努めており、職員についてはSD(Staff Development)の実施により資質・能力向上への取組みが行われている。専任教員全員の研究室を配置し、研究時間を確保するなど研究環境は整備され、個人研究費は規則に基づいて適切に配分されている。

研究倫理については、「西武文理大学倫理綱領」をはじめとする諸規則に基づいて厳正に運用されている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人としての倫理・規律等を明確に定め、職員に対しては諸規則の遵守義務と誠実な職務遂行を求めている。法人と大学との緊密な協力関係のもと使命・目的の実現への継続的努力がなされ、人権・環境保全・安全対策等への配慮も行われている。最高意思決定機関である理事会には、諮問機関として人事委員会・広報委員会・企画財務委員会等が設置され、意思決定の体制が整備されている。理事長と学長との明確な役割分担を行う一方で、大学における教学部門と事務部門の連携により意思決定の円滑化が図られている。監事機能が強化され、監事は、理事会・評議員会への出席及び役職者等との面談により業務運営の検証を行っている。中期財政計画に基づく財務運営と予算計画・事業計画の適切な進捗

管理が図られ、経費削減等により収支改善に努めている。予算編成と会計処理は規則に基づいて適正に実施され、監査法人・監事・内部監査室による三様監査が厳正に実施されている。

「基準 6. 内部質保証」について

恒常的な PDCA サイクルを維持するため、取組みサイクルを「大学」「学部」「委員会等」の三つの階層に分け、学長を委員長とする「内部質保証推進会議」を中核に内部質保証の責任体制を明確にしている。自主的・自律的な自己点検・評価を実施するため、各基本委員会や事務局総務課が内部質保証に係る調査やデータの収集・分析を行い、各学部や委員会の年次活動報告書は自己点検・自己評価委員会が自己点検評価書として編さんしている。

各学部の課題と対策については、行動計画の達成状況を 5 段階で評価して学部教授会で報告するなど、三つのポリシーを起点とする指標に基づいた学部・学科の内部質保証のための PDCA サイクルが確立されている。学長室会議における内部質保証推進体制の構築や大学運営の質保証への取組みに関する議論に基づいて、内部質保証のための学部・学科と大学全体との PDCA サイクルの仕組みが確立されており、機能性を発揮している。

総じて、大学はホスピタリティ精神の養成を核として「豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人」の育成に努め、サービス経営の教育を実践するサービス経営学部と看護専門職者の育成を目的とする看護学部における特色ある教育に取り組んできた。また、埼玉県西部地域に立地する大学として、具体的な課題に積極的に取り組む教育・研究活動により、地域社会に多大な貢献を果たしてきたと評価することができる。一部の学科が定員未充足であるものの、サービス経営と看護の領域における大学の個性的な教育実践によって、社会情勢の変化に柔軟に対応し得る職業人の育成に実績を上げていくことが期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との協働」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. サヤマ de プロジェクト
2. ファミリーサッカースクール
3. 狭山市入間川七夕まつり

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的は学則第 1 条において明確に定められており、学部・学科のそれぞれの個性・特色は、「ホスピタリティ教育を基盤に豊かな人間性」を育むという理念を盛り込みつつ、学部・学科ごとに簡潔に文章化された「教育研究上の目的」「人材の養成に関する目的」により具体的に明示されている。

西武文理大学中長期計画において、社会の変化に対応しつつ教育目的を達成することが企図されているほか、変化に対応するための仕組みとして「西武文理大学内部質保証推進会議」や外部有識者からなる「西武文理大学外部有識者委員会」を設置している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「西武文理大学職員就業規則」において建学の精神を遵守することを義務付けており、新任教職員にも使命・目的を入職時に伝達するなど、使命・目的及び教育目的に対する役員、教職員の理解と支持は得られている。

大学の「建学の精神」「教育方針」「学訓」を「学生便覧」や学内の廊下・教室等に掲示しているほか、大学ウェブサイトや大学案内等で大学の目的を積極的に示し、学内外への周知に努めている。

大学の使命・目的及び教育目的は中長期計画や三つのポリシーに明確に反映されており、2 学部 3 学科から成る教育研究組織の構成とも整合している。

〈優れた点〉

- 「建学の精神」「教育方針」「学訓」を学内の廊下・教室等をはじめ随所に掲示して、学生へ積極的に周知することにより、理解度を高めていることは高く評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教育目的及びアドミッション・ポリシーを策定して、大学案内・大学ウェブサイト・入学試験要項に明示している。そして、それらを志願者・保護者・高校教員に伝える機会を複数回設けている。

入学者の選抜制度は、「推薦入試」「AO 入試」「一般入試・センター試験利用入試」「特別入試」の四つの形態に分類され、入試区分ごとにアドミッション・ポリシーに沿った選抜が行われている。そして、中途退学率・単位修得状況・就職内定率のデータをもとに、それぞれの入学試験実施方法の検証を行っている。

サービス経営学部健康福祉マネジメント学科においては、収容定員未充足であるが、学部全体としては、概ね適切な入学者受入れ数を維持している。また、看護学部では、適切な入学者受入れ数を維持している。

〈改善を要する点〉

○サービス経営学部では 2 年次進級時に学科選択が実施されているが、同学部の健康福祉マネジメント学科においては収容定員充足率が 0.7 倍を大幅に下回っていることについて改善が必要である。

〈参考意見〉

○サービス経営学部においては、アドミッション・ポリシーを学科ごとに定めることが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部の委員会や学内諸機関の構成員には教員と職員が配置され、両者が協力・連携しながら学修支援を実施している。また、全学的な学修支援に関する基本方針を定め、「学生便覧」等に記載することにより教職員や学生へ周知している。

履修支援のオリエンテーション、オフィスアワー制度、障がいのある学生への支援、中途退学や留年等の課題に対する抑制策、SA の導入等による学生支援体制が整備されている。また、この他に学部カリキュラムや学生の特性に沿った支援も実施されている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

サービス経営学部においては、キャリアサポート委員会がキャリアサポートセンターと連携してキャリア支援を行い、「キャリア開発」を必修科目とするほか、インターンシップに関する科目も整備して組織的な就職支援体制を確立している。

看護学部においては、キャリア開発委員会及び国家試験対策委員会がキャリアサポートセンターと連携してキャリア支援を行い、臨地実習や学生自身を取込んだ各種の国家試験対策により、組織的な就職支援体制を確立している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

各学部の学生サービス委員会、保健センター、「障害学生支援委員会」等が学生サービス課と協働して、学生生活の安定のための支援を行っている。

大学独自の「西武文理大学奨学金」制度を設けて学生への経済的支援を実施している。

課外活動への支援は学生組織である学友会に学生サービス委員会等が協力する形で行っている。

保健センターが設置され、保健室では看護師による身体的症状への対応、学生相談室では専任カウンセラーが学生の心理的相談や生活相談に対応している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎等は設置基準を満たしており、ICT を利用した授業支援システムを導入するなど学修環境は適切に整備、運営・管理されている。

看護学部における実習施設は適切に整備されているほか、図書館は十分な蔵書数、閲覧席等を確保して有効に活用されている。

学内の施設は全館防音仕様の建築で、全室に空調が施されている。また、多目的トイレやエレベータ等の整備によりバリアフリーを実現している。

実習・演習形式の授業を行う学生数に上限を設けているほか、科目ごとに定員を設定し、必要に応じてクラスを分割するなどの適切な管理を行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」や「学生生活アンケート」のほか、「意見箱」に投書する制度などにより、学修支援や学生生活全般、学修環境に対する学生の意見・要望を把握し、分析している。

保健室や学生相談室の活用やアドバイザー制度による個別対応により学生個々の支援を充実させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的がディプロマ・ポリシーに明確に反映されており、学内外に十分に周知されている。サービス経営学部においては、学科ごとのディプロマ・ポリシーを策定準備中であるが、両学部とも、現行のディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準や卒業認定基準等の必要な基準が設けられ、GPA 制度等も活用して厳正に運用されている。

また、留学生に対し、日本語の教育の充実や、必要に応じて日本人クラスと留学生クラスを分け、語学指導に優れた教員が講義を担当するといった支援が行われている。

〈優れた点〉

○教育理念にある「ホスピタリティ」教育がカリキュラム全体に反映されており、その教育に対する学生の満足度が高いことは高く評価できる。

〈参考意見〉

○サービス経営学部においては、ディプロマ・ポリシーを学科ごとに定めることが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーが策定され、大学ウェブサイトや入学者へのガイドブック等に明記されている。

カリキュラム・ポリシーの内容は、両学部ともに、専門性に応じた教育目標を踏まえたものとなっている。このカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が体系的に編成されており、シラバスの整備も適切に行われている。

教授方法において、サービス経営学部では、産学連携による PBL 型の科目の複数配置

やグローバル社会に向けた産学協働企画による学修プログラムなどの工夫が重ねられている。看護学部では、演習や実習を多く編成し、それらを通じた具体的・実地的な学修により、看護実践能力が身に付くよう工夫がされている。

〈優れた点〉

○体験・実習型の産学・地域連携による教育プログラムや、産学連携による PBL 型の科目、グローバル社会に向けた産学協働企画による学修プログラムなど、ホスピタリティを育むための教授方法を工夫・開発し効果的に実施していることは高く評価できる。

〈参考意見〉

○サービス経営学部においては、カリキュラム・ポリシーを学科ごとに定めることが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価に関するアセスメント指標を学部ごとに設定し、それぞれのアセスメント指標に基づいて教育内容・方法及び学修指導等を点検・評価し、改善に向けたフィードバックを行っている。

授業評価アンケートの結果については、教員のリフレクションとともに、詳細な授業改善計画書の作成に反映されている。これらは学生が閲覧することができ、十分に周知されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の職務権限は「学校法人文理佐藤学園職務権限規程」及び学則において明確に規定されており、教育・研究に関する重要事項については各学部教授会、全学教授会において審議の上、学長へ意見を述べる体制が構築されている。また、学長室会議を設置することにより学長補佐体制を確立し、権限の適切な分散と責任の明確化を行うことで、学長の適切なリーダーシップが確立・発揮されている。

大学の事務組織は、「文理佐藤学園組織規程」及び「西武文理大学事務組織規程」に基づく分掌によって必要な事務体制が構築されており、全事務職員が必ず一つ以上の委員会に参加することで教職協働体制を実現している。また、職員の採用に関しては「学校法人文理佐藤学園人事委員会規程」に基づく手続きが行われ、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適正に配置するなど、支援体制が整えられている。

〈改善を要する点〉

○西武文理大学学則第 44 条第 1 項第 3 号に基づく学長が定める教育研究に関する重要な事項をあらかじめ定め、周知するよう改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等は「西武文理大学教員選考規程」及び「西武文理大学教員選考基準」に基づき、大学の教育目的及び教育課程に即して行われ、設置基準を上回る専任教員数が適切に配置されている。

教員の採用については公募で行われるとともに、選考に当たっては人事教授会において教員選考委員会を組織し、候補者を選考の上、法人の人事委員会、理事会の審議を経て、理事長が任用を決定することで、適切に行われている。

各学部に FD の専門委員会を設置し、年間を通じた FD 活動について「FD 活動報告書」を作成するなど、教育内容・方法等の改善に努めている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の能力向上のため、「西武文理大学 SD 基本規程」を定めるとともに学長を委員長とする SD 委員会において全教職員が年間 1 回以上の SD 研修に参加する仕組みを設け、職員の自己研さんの機会を制度的に保証している。

新たに入職する教職員を対象とする「新着任者研修会」や「事務担当者勉強会」を開催し、事務水準の向上を図るとともに、学外のさまざまな研修会への参加が積極的に行われている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は、専任教員全員の研究室を配置するなど適切に整備されるとともに、研究に要する時間も確保されている。教員の個人研究費は「西武文理大学個人研究費規程」に基づいて適切に配分されている。また、学内共同研究への支援や優れた研究提案に対する学長研究費を予算化し配分を行っている。

研究倫理においては、「西武文理大学倫理綱領」をはじめとする諸規則に基づいて西武文理大学倫理委員会が審議、調査、検討を行っており、内部監査や研究倫理審査も実施されている。また、公的研究費に関して、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき適正な執行・管理・運営体制が整備されるとともに、「研究倫理教育」を実施するなど研究倫理の確立と運用が行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人のガバナンス経営の規律である規則類の遵守義務を定め、職員に対しては「西武文理大学職員就業規則」によって規律ある誠実な職務遂行を求めるとともに、「西武文理大学倫理綱領」を制定し、行動規範等を定めた上で、「コンプライアンス基本規程」「リスクマネジメント基本規程」等を策定し、組織の倫理・規律等の遵守を明確にしている。

法人本部と大学との間の緊密な協力関係を維持することで、日常的な情報交換や報告・連絡・相談を通して使命・目的の実現への継続的努力がなされ、また、学内の各教室に建学の精神、教育方針及び学訓を掲示することで、共通認識を意識させるとともに学ぶことの目的と意識を明示し、周知されている。

ハラスメント防止対策委員会を中心にハラスメント防止に向けた対応を行うなど人権への配慮を行っており、環境保全や災害発生時の安全対策等への配慮も行われている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

最高意思決定機関である理事会を「学校法人文理佐藤学園理事会規程」に基づいて開催するとともに、理事会の諮問機関として人事委員会、広報委員会、企画財務委員会等を設置して、理事長への過度な権限集中を防止しながら理事会を補佐する意思決定の体制が整備されている。また、当該委員会での決議事項が理事会へ適切に上申されている。

「学校法人文理佐藤学園寄附行為」に基づき、理事は適正に選任されており、理事会は臨時を含め適切に招集・開催されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長と学長との兼務を廃し、明確な役割分担を行う一方で、大学における教学部門と事務部門の連携及び理事会の諮問機関である各種委員会の機能を強化することによって、

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化が図られている。

監事機能を大幅に強化しているほか、評議員会への諮問事項の徹底、監査法人による監査の機能強化、内部監査室による日常的監査の徹底などにより、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性を高める努力が行われている。

監事は理事会、評議員会に出席し、意見を述べるとともに、理事長、法人本部長をはじめとする本部役職者、管理職者等との面接を通して、業務運営の検証が行われている。

「学校法人文理佐藤学園寄附行為」に基づき、評議員は適正に選任されており、評議員会は臨時を含め適切に招集・開催されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の学生生徒等納付金収入が減少しているものの、「予算編成統制規程」にのっとり事業計画と令和元(2019)年度に策定した中長期計画に基づく中期財政計画を策定し適切な財務運営が行われている。また、サービス経営学部の入学者数増加と看護学部の安定した学生数により収入超過を維持しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を実現している。

予算実績の把握と管理を定期的に行い、事業計画の進捗状況と予算の実績報告に関し、年4回理事会に報告を行うことなどにより、適切に予算計画・事業計画の進捗管理が図られるとともに、入学者数の増強や経費削減等の努力と職員の意識改革が促されており、各取り組みの成果により収支改善に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人文理佐藤学園経理規程」等の会計処理諸規則に基づき、適正に実施しており、研究費に関する管理体制も確立されている。

予算は、各部門から提出された基本構想を踏まえた予算編成基本方針に基づき編成し、評議員会及び理事会の審議を経て、各部門に配賦されている。また、予算とかい離が生じる場合や予算外の新たな事業が生じる場合においても、評議員会の意見を徴し、理事会に

において協議・承認されている。

会計監査は監査法人との間であらかじめ定められた監査計画にのっとり、各校事務責任者、監事、内部監査室との連携を十分に確保し、三様監査が厳正に実施されているとともに、監査法人による期中・期末監査、内部監査室による監査、理事者とのディスカッション等が計画的に行われており、内部統制が図られている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

恒常的な PDCA サイクルを維持するための組織体制を強化することを目的として、PDCA の取組みサイクルを「大学」「学部」「委員会等」の三つの階層に分け、学長を委員長とする内部質保証推進会議を中核組織とすることによって、内部質保証の責任体制を明確にしている。また、各学部の年次活動報告書は自己点検・自己評価委員会において内容の適正性を確認した上で自己点検評価書として編さんされ、更に内部質保証推進会議で精査した後に、その妥当性等に関する客観的な意見を求めるために外部有識者委員会に検証・評価を諮問しており、内部質保証のための組織は整備されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度までは自己点検・自己評価委員会とその専門部会が自己点検・自己評価の実施について進捗管理してきたが、令和 2(2020)年 2 月に専門部会を廃止し、新たな内部質保証推進体制に移行して自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の結果については、専門部会の責務を継承した新たな自己点検・自己評価委員会が集約し、自己点検評価書として編さんしている。また、内部質保証に係る調査やデータの収集と分析に関しては、サービス経営学部と看護学部の基本委員会が中心とな

って実施しているほか、大学の基礎的な情報及び修学上の情報等は事務局総務課が収集・管理している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

サービス経営学部と看護学部が掲げた課題と対策については、行動計画の達成状況を 5 段階で評価し、それぞれの学部教授会で報告するなど、三つのポリシーを起点とする指標に基づいた学部・学科の内部質保証のための PDCA サイクルが確立されている。また、令和(2019)年度に学長室会議において行われた新たな内部質保証推進体制の構築に関する協議と、大学運営の質保証への取組みについての議論に基づいて、内部質保証のための学部、学科と大学全体との PDCA サイクルの仕組みが確立されており、機能性を発揮している。

〈参考意見〉

○教学マネジメントに関する規則等の整備において、大学全体の PDCA サイクルの機能性の向上が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との協働

A-1. 「地域とともに」ある大学としての役割認識と地域への還元

- A-1-① 教育分野における取組み
- A-1-② 研究分野における取組み
- A-1-③ 人材育成・就職支援の取組み
- A-1-④ 地域・社会貢献の取組み

A-2. 地域社会との連携のための組織・体制とコンテンツの整備

- A-2-① 組織・体制の整備
- A-2-② コンテンツ整備

【概評】

サービス経営学部と看護学部ともに、教育分野において地域社会での実践の場を設け、学生に提供している。また、地域課題の解決に向けた調査研究に取組みつつ、地域と連携

した専門職人材の育成や就職支援、専門人材の派遣、リカレント教育等に積極的に貢献している。

サービス経営学部では、産学連携として、地域課題解決・地域活性化・人材問題対策の調査を実施するとともに、農福連携における障がい者雇用に関し、地域企業と共同で中小企業の抱える課題を明らかにしている。また、企業参加型授業の実施や、地元企業とのコラボレーションした商品開発企画など、企業との積極的な連携が図られている。

看護学部では、少人数の学生グループが、地元老人クラブ連合会が主催するイベントに参加し、高齢者との交流や健康教育の実践を経験している。また、保健所等の協力を得て、病气を持つ当事者から講義を受け、病を持つ人とその家族の思いへの理解を深めている。

人材育成では、狭山市及び近隣市の協力を得て、社会福祉士養成や介護職員初任者研修を実施している。また、近隣医療機関や育児施設、学校などから実習学生の受入れの協力を得て、看護師・保健師の養成を実施している。加えて、教員の専門性や知見を活用して、地元各種審議会において、専門技術・知識を地域社会に還元する活動をしている。

その他、大学コンソーシアムなどの公開講座への参画を通じて地域住民のリカレント教育にも注力している。これらの活動のための組織体制は整備されており、企業との連携を推進する組織である「サービスイノベーションセンター」及びボランティア活動の情報集約とそれらの活動と学生のマッチングを行う「ヒューマンサービスセンター」が設置されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

我が国で、他大学に先駆けてホスピタリティ精神を教育の根幹におき、ホスピタリティ教育をサービス経営学部並びに看護学部のカリキュラムの中に具現したことが、本学の教育の最大の特徴・特長である。ホスピタリティ教育の実像を現すには、第三者からの客観的な声やニーズを示すことが最適と考えるため、ここでは毎年継続的に行われ、地元市民からも評価されている本学の活動について記述する。

1. サヤマ de プロジェクト

狭山市市民会館で東京国際映画祭参加作品の上映会「サヤマ de シネマ」（西武文理大学サヤシネ実行委員会主催、狭山市共催、公益財団法人ユニジャパン（東京国際映画祭主催者）後援）が、毎年開催されている。「サヤマ de シネマ」は、大学ブランド化事業として推し進める「サヤマ de プロジェクト」の一事業。東京国際映画祭事務局の協力を得て実施した上映会には多くの市民が来場され、平成 29(2017)年度の狭山市 10 大ニュースの第 1 位に選ばれた。上映会の実行委員を務めた本学の学生は、狭山市長の新春座談会に招待され、本学の学びの一端を地元の方々に紹介できる良い機会となった。

また、平成 30(2018)年度には、「サヤマ de 結婚式」、「サヤマ de シネマ 2days」の 2 事業が執行され、平成 30(2018)年度の狭山市 10 大ニュースで、「サヤマ de 結婚式」が第 2 位、「サヤマ de シネマ 2days」が第 4 位となり、狭山市から継続実施の要請を受けた。

産官学連携イベントとして学生主体で立ち上げた映画上映会「サヤマ de シネマ」は、その質の高さから市民の好評を得て、令和 2(2020)年度に第 4 回目の開催を予定しており、地域貢献としての成果も確実なものとなっている。

2. ファミリーサッカースクール

平成 23(2011)年から大宮アルディージャとのタイアップにより開催している「ファミリーサッカースクール」は、本学学園祭「ホスピバル」の恒例イベントとなっている。例年 75 組 150 名の参加者を募り、近隣の小学生が親子連れで楽しめるスポーツイベントとして好評を得ている。学園祭で大宮アルディージャのスクールコーチ等とともに、小学 1 年生から 3 年生とその保護者を対象に「BUNRI カップ」を開催しており、これらの企画や運営の全てを、学生が自主的に執り行っている。

3. 狭山市入間川七夕まつり

「狭山市入間川七夕まつり」学生ボランティアは、平成 24(2012)年度に正課外の活動として始まり、平成 27(2015)年度に正課での活動を中心とした体制となった。毎年 100 人規模の参加学生を数え、令和元(2019)年度は履修者以外の参加学生も合わせて延べ 169 人の学生が参加した。

令和元(2019)年度に実施した大学創立 20 周年記念シンポジウムの中で、学長は「地元地域を中心に社会と共生していくとともに、人材育成と教育研究活動を通じて地域の未来に貢献していく」と語り、地域社会に対する本学の姿勢を強く表明した。なお、このシンポジウムの模様は、テレビ埼玉において特別番組として放送された。